

介護保険料が 軽減されます

本年10月から消費税率が10%に引き上げられる予定です。
このことに伴い、消費税による公費を投入して、第1号被保険者（65才以上の方）で町民税世帯非課税（保険料所得段階：第1段階～第3段階）の方の介護保険料が次のとおり軽減されます。

なお、第1号被保険者の皆様に対する令和元年度介護保険料の決定通知は、7月10日に送付予定です。
安定した介護保険事業の運営のため、納付について引き続きご理解とご協力をお願いします。

《令和元年度の介護保険料》

| 保険料所得段階 | 対象者 | 割合 | 年額保険料 | |
|---------|---|---|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税 ・町民税世帯非課税でその他合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 【軽減前】基準額×0.42 ↓ 【軽減後】基準額×0.345 | 【軽減前】29,100円 ↓ 【軽減後】23,900円 | |
| 第2段階 | 町民税世帯非課税 第1段階対象者以外で、その他合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方 | 【軽減前】基準額×0.66 ↓ 【軽減後】基準額×0.535 | 【軽減前】45,800円 ↓ 【軽減後】37,100円 | |
| 第3段階 | | 第1段階対象者以外で、その他合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方 | 【軽減前】基準額×0.76 ↓ 【軽減後】基準額×0.735 | 【軽減前】52,700円 ↓ 【軽減後】51,000円 |
| 第4段階 | 町民税世帯 本人が町民税非課税でその他合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 基準額×0.97 | 67,300円 | |
| 第5段階 | | 本人が町民税非課税でその他合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方 | 基準額×1.00 | 69,400円 |
| 第6段階 | 町民税本人課税 合計所得金額が125万円未満の方 | 基準額×1.24 | 86,100円 | |
| 第7段階 | | 合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 | 基準額×1.39 | 96,500円 |
| 第8段階 | | 合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 基準額×1.68 | 116,600円 |
| 第9段階 | | 合計所得金額が300万円以上400万円未満の方 | 基準額×1.82 | 126,400円 |
| 第10段階 | | 合計所得金額が400万円以上の方 | 基準額×1.90 | 131,900円 |

※第1段階～第5段階の「対象者」欄中、その他合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。
※基準額は、「基準月額5,788円×12か月」です。

問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119

国民年金保険料の「納付免除・納付猶予制度」について

「納付免除・納付猶予制度」は、収入の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合に、支払いを「免除」または「猶予」することができる制度です。
この制度を利用することで、将来の老齢基礎年金や、万一の事故・病気により障害を負った場合の障害基礎年金などの各種年金の受給資格期間（＝年金を受け取るために必要な期間）を確保することができます。

● 免除制度

（全額免除・一部免除）

本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除されます。

● 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。また、学生納付特例と同様に、猶予された保険料は10年以内に納めること（追納）で年金額に反映させることができます。

● 免除等の申請受付

令和元年7月～令和2年6月分
受付開始 **7月1日**（月）～

● 将来の老齢基礎年金等への反映比較表

| | 老齢基礎年金 | | 障害・遺族基礎年金 (受給資格期間への算入) |
|-------------|------------|---------|---------------------------|
| | 受給資格期間への算入 | 年金額への反映 | |
| 納付 | ○ | ○ | ○ |
| 全額免除 | ○ | ○(※2) | ○ |
| 一部免除(※1) | ○ | ○(※2) | ○ |
| 納付猶予・学生納付特例 | ○ | × | ○ |
| 未納 | × | × | × |

※1：一部免除の承認を受けた場合は、残りの保険料を納める必要があります。

※2：免除の承認を受けた期間および免除区分によって反映される年金額が変わりますので、ご注意ください。

申請・問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120

小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236